

修正内容について（令和8年2月6日付）

○ 実施要領

1 入札物件 記載内容の修正（3ページ目）

【修正前】※3 月額の賃料は非課税のため、表示価格が月額となります。

【修正後】※3 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税等」という。）を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。なお、賃貸借期間内に税率が改正された場合は、改正後の税率を適用した金額とします。

9 契約の締結等（3）契約金額 記載内容の修正（11ページ目）

【修正前】契約金額（月額）は、落札金額（消費税等を含みません。）とします。

【修正後】契約金額（月額）は、落札金額に消費税等を加算した額とします。

11 落札に至らなかった場合の貸付け（1）先着順による申込み受付 記載内容の修正（13ページ目）

【修正前】※2 賃料は入札予定価格と同額とします。

【修正後】※2 賃料は入札予定価格に消費税等を加算した額とします。

11 落札に至らなかった場合の貸付け（8）契約の締結等 記載内容の修正（15ページ目）

【修正前】契約金額（月額）は、予定価格とします。

【修正後】契約金額（月額）は、予定価格に消費税等を加算した額になります。

○ 物件調書

特記事項2 ア 記載内容の修正（3ページ目）

【修正前】

2	賃貸借料
	ア 月額の賃料は非課税のため、予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。
	イ 本市が必要であると認める時を除き、賃貸借料の変更はできません。

【修正後】

2	賃貸借料
	ア 予定価格には、消費税及び地方消費税相当額を含みません。契約の際は、消費税等（10%）が加算されます。
	イ 本市が必要であると認める時を除き、賃貸借料の変更はできません。